

自主的避難等対象区域（桑折町）から母子のみが避難した申立人ら（父母及び子2名）について、生活費増加費用として、平成24年1月分から平成27年3月分まで、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮した月額9500円の食費増加分、二重生活となったこと等を考慮した生活費増加分月額3万円並びに避難先で子らが入園した幼稚園の授業料と事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体の補助費を控除した68万9700円が、上記同期間の避難雑費として子1名につき月額2万円が、それぞれ賠償されたほか、平成31年3月に自宅に帰還した際の帰宅関連費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 1 帰宅関連費用 | 10,400円 |
| （自 平成31年 3月31日 至 平成31年 3月31日） | |
| 2 一時帰宅費用 | 187,200円 |
| （自 平成24年 1月 1日 至 平成27年 1月31日） | |
| 3 面会交通費 | 1,622,400円 |
| （自 平成24年 1月 1日 至 平成27年 3月31日） | |
| 4 生活費増加費用 | 2,230,200円 |
| （自 平成24年 1月 1日 至 平成27年 3月31日） | |
| 5 平成24年12月5日付東電プレスリリースに基づく追加賠償 | |
| （1）追加的費用 | 160,000円 |
| （自 平成23年 3月11日 至 平成24年 8月31日） | |
| （2）精神的損害 | 160,000円 |
| （自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 8月31日） | |

6 避難雑費 1,560,000円

(自平成24年1月1日至平成27年3月31日)

7 弁護士費用 177,906円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金6,108,106円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年12月24日

(仲介委員 鋸竹 昌利)